

資料編

- 1 生物多様性いすみ戦略策定検討委員会 委員名簿
- 2 策定の経過
- 3 アンケート結果 ①市民 ②児童生徒 ③教職員
- 4 関係条例等
- 5 コウノトリ・トキの舞う関東自治体フォーラム
- 6 自然と共生する里づくり連絡協議会



山田神社のスダジイ 目通り幹回り 7.1mの巨木

1 生物多様性いすみ戦略策定検討委員会 委員名簿

(◎委員長 ○副委員長)

区 分	氏 名	所 属 ・ 職 等
学識経験者	◎中村 俊彦	千葉県生物多様性センター副技監併任千葉県立中央博物館副館長（元生物多様性ちば県戦略専門委員）
	富谷 健三	千葉県野鳥の会会長
	長谷川雅美	東邦大学理学部教授（元生物多様性ちば県戦略専門委員）
	吉田 正人	筑波大学大学院教授（元生物多様性ちば県戦略専門委員）
	柳 研介	千葉県立中央博物館分館海の博物館主任上席研究員
農業団体・商工業団体及び市内事業者の代表	出口 幸弘	いすみ市商工会会長（自然と共生する里づくり連絡協議会経済部会部会長）
	大藪 健	夷隅郡市自然を守る会会長（自然と共生する里づくり連絡協議会環境部会部会長）
	増田 久雄	井沢宮農組合組合長（自然と共生する里づくり連絡協議会農業部会部会長）
	中村 松洋	いすみ夢鯨の会会長（漁業部門代表） （元ちば生物多様性県民会議実行委員）
市民団体の代表及び市民代表	伊藤 幹雄	いすみ夢鯨の会（元ちば生物多様性県民会議実行委員会事務局次長）
	○手塚 幸夫	夷隅川自然教室（元生物多様性ちば県戦略専門委員会オブザーバー） （元ちば生物多様性県民会議実行委員会代表）
	森谷 香取	いすみ市ウミガメ保護監視員
	大東 悠子	公募委員
	ウィリアム 和栄	公募委員
	吉野 正彦	公募委員
行政・関係機関	齊藤美穂子	いすみ市教育委員会学校教育課主任主事
	須藤 雅彦	（一財）千葉県環境財団（千葉県手賀沼親水広場指定管理者所長）
オブザーバー	遠藤 立	（公財）日本生態系協会総括主任研究員
事務局	農林水産課課長	関平治
	課長補佐	荘司義弘
	班長	峯岸良行
	主査	布留川毅
	主任主事	鮫田晋

2 策定の経過

いすみ市民の声から戦略をつくるため、市民によるワーキンググループ会議、市民アンケート、インターネットモニターアンケート、小・中学校の児童生徒アンケート、パブリックコメントなどを展開しました。また、自然と共生する里づくり連絡協議会の部会や構成団体などにも投げかけて、市役所の庁内連絡会議とも連携し、常に市民の意見を受けて戦略を策定するよう努力しました。

- ・2008年「夷隅川流域生物多様性保全協議会」を設立し、3年間生物多様性の保全にかかる諸活動に取り組む
- ・2010年「コウノトリ・トキの舞う関東自治体フォーラム」に加盟
- ・2012年「自然と共生する里づくり連絡協議会」を設立
- ・2013年「生物多様性いすみ戦略策定検討委員会」の公募委員の募集、委員委嘱
- ・2014年以降の取組（下表）

期 日	取 組	内 容
4/25	第1回生物多様性いすみ戦略策定検討委員会（会議後、市内巡見）	委員長・副委員長の選出、策定のねらいと経過、いすみ市の生物多様性について
5/23	第2回生物多様性いすみ戦略策定検討委員会	ワーキンググループ会議の進め方、市民アンケートについて
5/30	自然と共生する里づくり連絡協議会総会	生物多様性いすみ戦略策定についての説明
6/1	ワーキンググループ会議（千町保育所跡）	持続可能な社会と人づくり
6/7	ワーキンググループ会議（岬ふれあい会館）	生物多様性の保全と回復、里海の生物・生態系保全
6/16	ワーキンググループ会議（千町保育所跡）	子どもたちの未来へのライフスタイル、豊かな教育・文化
6/22	ワーキンググループ会議（市役所）	環境と経済のつながり
7/4～	インターネットモニター	いすみ市の自然環境と暮らしについて
7/3～ 7/22	市民アンケート（児童・生徒・教職員・保護者・市民）	いすみ市の自然環境と暮らしについて 自然体験に係るアンケート
7/21	ワーキンググループ会議（岬ふれあい会館）	里山の生物多様性、鳥類を通して、絶滅が心配されるミヤコタナゴ、里山の現状
7/24	ワーキンググループ会議（市役所）	野生動物と被害対策
8/7	第3回生物多様性いすみ戦略策定検討委員会	ワーキンググループ会議の報告、市民アンケートの結果、戦略のシナリオ
9/16～	市役所職員アンケート	いすみ市の自然環境と暮らしについて
10/22	第4回生物多様性いすみ戦略策定検討委員会	いすみ生物多様性戦略の冊子の構成について、未来への対策と取組について
11/14	パブリックコメント（意見募集）	市役所HPにアップ
12/5～ 12/7	生物の多様性を育む農業国際会議実践発表（宮城県大崎市）	自然と共生する里づくり連絡協議会農業部会員、検討委員会副委員長等参加
12/15	第5回生物多様性いすみ戦略策定検討委員会	パブリックコメントに寄せられた意見の検討、原案の最終確認、市長に答申
12/24	いすみ市議会	いすみ生物多様性戦略の説明・承認

2/6	いすみ市環境審議会	いすみ生物多様性戦略の報告
3/7	自然と共生する里づくりシンポジウム	いすみ生物多様性戦略策定を市民に発表、 中村委員長の講演

ワーキンググループ会議（タウンミーティング）の概要

グループ	実施日 テーマ	関係団体	○座長 委員 関係課	参加数	話し合いの概要
A 生物多様性の保全と回復	①里海の生物生態系保全 6/7	いすみ市ウミガメ監視員による保護活動グループ 環境部会（13団体） ・畦道倶楽部 ・夷隅川自然教室 ・夷隅郡市自然を守る会 ・NPO 太東埼燈台クラブ ・ビーチクリーンアップ岬実行委員会	○柳森谷 農林水産課 生涯学習課	30名	1. 夷隅川河口干潟、2. 砂浜、3. 岩礁海岸、4. 器械根、5. ウミガメ保全 (1) 喫緊の課題、(2) 短期的課題、(3) 長期的課題、(4) 市民から抽出した課題 課題解決への対策 希少種保護について、流竹木問題について、レジャー船舶・水上バイク等、松林の薬剤散布
	②里山の生物生態系保全 7/21	・いすみ夢鯨の会 ・桑田里山の会 ・桜の里 岡谷をつくる会 ・市野々里山の会 ・いすみ鉄道応援団 ・いすみたんぼのがっこ ・NPO 法人そとぼうわーど ・山田源氏ぼたの里を守る会	○大藪長谷川大東 農林水産課 環境保全課 生涯学習課 建設課	24名	1. いすみ市の里山と生態系保全 2. 鳥類を通して見た里山の生物多様性 3. 絶滅が心配されるミヤコタナゴと生物多様性 4. いすみ市の里山の現状と問題点 ミヤコタナゴ・イスミスズカケ・ゲンジボタルの里・トンボ沼・コハクチョウ渡来地・イスミナガゴミムシ・コウモリ洞などの貴重な種や場所の保全と利用
B 環境と経済のつながり	③漁業振興農林業振興 6/22	夷隅東部漁業協同組合 農業部会（10団体） ・いすみ農業協同組合 ・ちば国吉米匠の会 ・岬稲作研究会 ・新田野営農組合 ・八乙女営農組合 ・峰谷営農組合 ・榎沢営農組合 ・夷隅川営農組合 ・井沢営農組合 ・荻原区環境保全会	○伊藤中村（松）増田 農林水産課	28名	1. 農業と経済活動・農村環境について 荒れていく里山、失われていく景観を守るために 有機農業の推進、農家・農地・地域を守るために 行政の役割、その他の意見 2. 稲作以外の農林業の振興について 生物多様性を保全する環境性能の劣化 生態系サービスの価値向上に向けて 行政に期待する制度化や実施事項 市民、事業者の役割、漁業関連
	④野生動物と被害対策 7/24		○手塚吉田 農林水産課 環境保全課	27名	1. 増え続けるいすみ市の野生鳥獣の現状について 2. 有害鳥獣の被害対策を考える 3. 被害対策のためにいすみ市民にできること (1) 生物多様性にかかわる課題 (2) 市民と行政のかかわり (3) 行政に求められること (4) その他

C 持続可能な社会と人づくり	⑤ 子どもたちの未来へのライフスタイル 6/1	PTA、学校関係 経済部会（13団体） ・いすみ市商工会 ・いすみ市商工会青年部 ・いすみ市観光協会 ・夷隅東部漁業協同組合 ・いすみ市宿泊業組合 ・外房大原旅館組合 ・大原民宿組合 ・大原飲食同業組合 ・いすみ市女性の会連絡協議会 ・みさきP C倶楽部 ・NPO 法人いすみライフスタイル研究所 ・夷隅きやらぶき普及会 ・大原小浜郵便局	○中村（俊） 吉野 出口 商工観光課 企画政策課 農林水産課	34名	1. あるべき姿・ありたい姿（夢・ビジョン）「ない」から「ある」への発想転換、自然との共生、食とエネルギーの地産地消、農業に若人を、市内に人が集まる場所を 2. 場をつくる 3. 機会 4. 課題
	⑥ 豊かな教育・文化 6/16		○齊藤 須藤 ウィリアム 学校教育課 生涯学習課 農林水産課	27名	1. 生物多様性にかかわる問題 2. 課題解決への対策 いすみ市の地域資源を活用、自然とのふれあい・環境学習の拠点、生物多様性ローカルステーションの設置、教育課程への位置づけ、テキストの作成、まちづくりと提言 3. 市民、事業者、行政等の役割分担



策定検討委員会 会議



策定検討委員会 市内巡見



ワーキンググループ会議



検討委員からのプレゼン



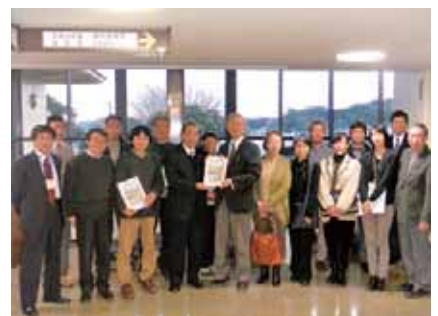
付箋紙を用いての意見集約



3会場で6回開催



部会内容のシェアリング



市長への報告

3 アンケート結果

市民の意見をもとに戦略を策定するために、市民、児童・生徒、小・中学校教職員、市役所職員などに対して、2014年の7月から9月にかけてアンケートを実施し2,551名の方から回答をいただきました。

1) 市民アンケート 「いすみ市の自然環境と暮らしについて」

インターネットモニター、集会参加市民、小学校保護者、小・中学校教職員など1,265名

◇自然とのかかわりについてうかがいます。

問1 近年、子どもの自然体験が少なくなっていると言われていますが、いすみ市の子どもは自然とのふれあいやかかわりが多いと思いますか。

ア. よく自然とふれあっている イ. どちらともいえない ウ. あまりかかわっていない

問2 子どもが自然の中で遊んだり学んだりするような、自然とふれあう機会を、多くの家庭や学校でもっとふやしたほうがよいでしょうか。

ア. もっと増やすべきである イ. どちらとも言えない ウ. 増やす必要はない

◇「生物多様性」についてうかがいます。

問3 これまでに「生物多様性」という言葉を聞いたり、またはその文字を見たりしたことがありますか？ あてはまるものに○をつけてください。

ア. 生物多様性という言葉を見たり聞いたりしたことがあり、意味も理解している。

イ. 生物多様性という言葉を見たり聞いたりしたことがあるが意味の理解は十分ではない。

ウ. 生物多様性という言葉を見たり聞いたりしたことはない。

問4 あなたにとってかかわりのある「生物多様性」を挙げてください。

(下の「生物多様性」の定義をご参考にしてください)

問5 「生物多様性」を守ることにについてどう思いますか。あてはまるものの一つに○をつけてください。

ア. 大切なことだと思う イ. 特に大切なことだとは思わない ウ. 特に関心はない

問6 子どもたちの未来のために、これからのいすみ市の自然環境や生きものをどう守り、どう利用するかについて、ご意見やご要望をお書きください。

「生物多様性」とは

地球の誕生以来、その長い歴史のなかで多種多様な生物・生命が育まれました。現在、地球上には、まだ人が知らない生物を含めると約3,000万種ともいわれるたくさんの生物が生きています。

たくさんの生物の種(しゅ)は、たくさんの個体、そしてたくさんの細胞や遺伝子からできています。また、たくさんの生物の種によってさまざまな森や海の生態系がもたらされます。

このような遺伝子から種、そして生態系のレベルまで、生物・生命にみられるいろいろな変異や変化、そして生物間のさまざまなつながりと関係のすべてを「生物多様性」と呼んでいます。

私たち人間も、生物多様性の一員です。毎日食べる米や野菜、肉や魚から木材や医薬など、私たちは生物多様性の恵みで暮らし、また、きれいな水や空気、そして豊かな芸術・文化、さらには心のやすらぎも豊かな生物多様性からもたらされます。

「生物多様性いすみ戦略（仮称）」とは

いすみ市は、きわめて多くの動植物が生息・生育する生物多様性の宝庫といわれる地域です。私たちは、この豊かな自然とそれに育まれた豊かな文化を子どもたちの未来に伝えなければなりません。この生物多様性をしっかり認識しつつそれを保全・再生し、豊かさを損なうことのない持続可能な利用のみちすじを定めるものが「生物多様性いすみ戦略（仮称）」です。多くの皆様のご意見を集約し、専門家や行政の意見も踏まえ、平成 26 年度内の策定を目指しています。

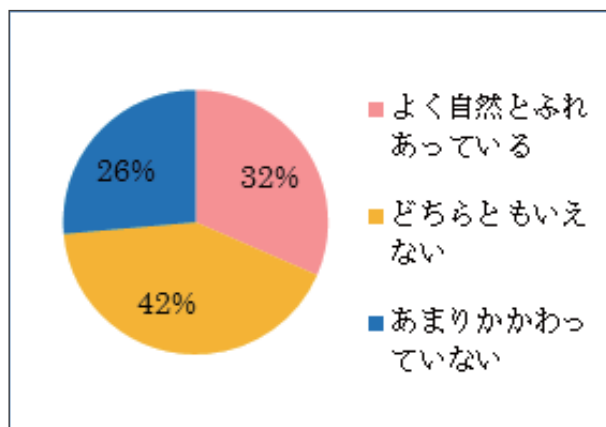
集計結果は以下のとおりです。

（複数回答や無回答もそのまま集計）

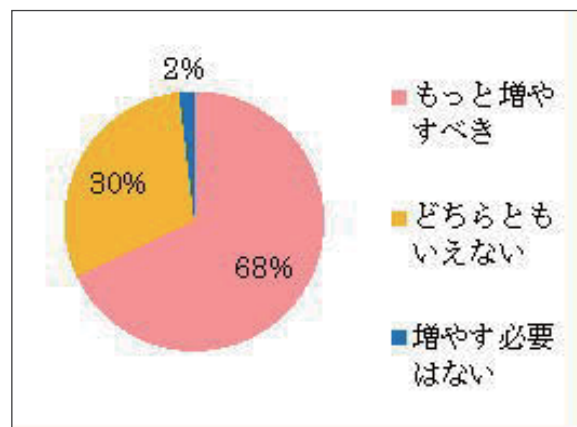
設問 回答者	問 1			問 2			問 3			問 5			回答者数 (人)
	ア	イ	ウ	ア	イ	ウ	ア	イ	ウ	ア	イ	ウ	
インターネットモニター	35	40	25	80	17	3	22	64	14	84	6	10	100
市内小学校保護者	300	284	175	508	252	10	50	381	319	646	19	50	757
小・中学校教職員	29	109	51	141	47	0	33	112	44	165	6	5	193
市役所職員	37	80	58	103	64	12	24	118	37	142	10	17	179
その他	7	9	15	28	6	3	17	17	2	28	2	1	36
合 計	408	522	324	860	386	28	146	692	416	1,065	43	83	1,265

問 4 は次頁に、問 6 については P23 ～ 27、P43 ～ 72 【寄せられた意見】に掲載しています。

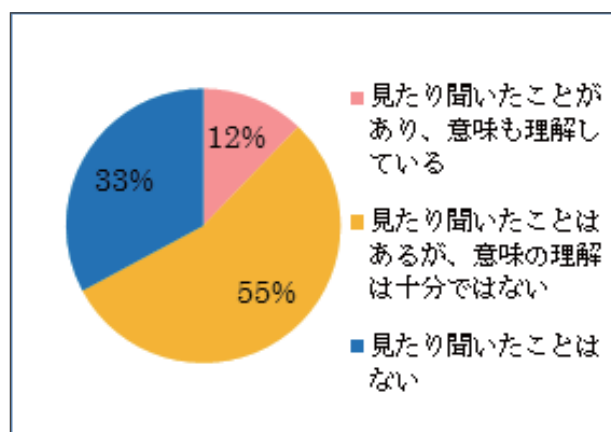
問 1. 子どもは自然とのかかわりが多いか？



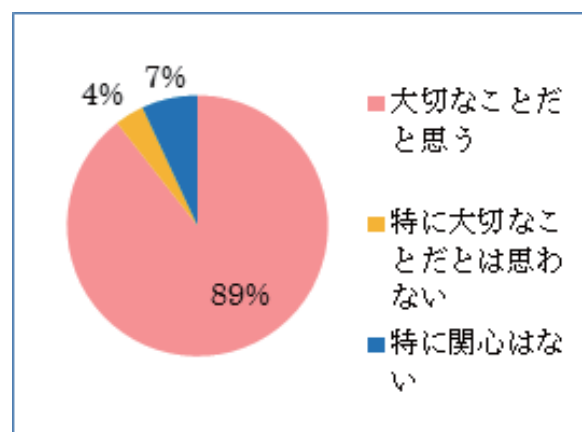
問 2. 自然とふれあったほうがよいか？



問 3. 生物多様性の言葉を知っているか？



問 5. 生物多様性を守ることは大切か？



問4. あなたにとってかわりのある「生物多様性」を挙げてください。
(質問紙の生物多様性の定義をご参考になしてください)

毎日の食事	18	身近な生物	2	クリーンアップ	サーフィン
食べ物・食糧	17	植物	2	薬	メダカ飼育
家庭菜園	16	虫	2	田舎暮らし	除草剤
人間	10	生活の中で見る虫	2	茶道	殺虫剤
米	8	川や海の生物	2	生け花	エアコン
魚	8	いろいろな動物	2	音楽	里山保全
衣食住すべて	7	家の周りの自然	2	きれいな水	花
野菜	5	外来種	2	水	ウミガメ産卵
質問の意味が不明	5	微生物	2	地球	森の動物
カエル	5	自給自足	2	空気	庭の生きもの
旬の食べ物	4	金魚	2	季節変化を感じる	タニシ
空気	4	カブトムシ	2	循環する環境の一員	ウグイス
釣り	4	牛乳		自然すべて	フクロウ
食物連鎖	4	給食		住居	シカ
メダカ	4	果物		全ての生命との関わり	ユリ
ザリガニ	4	肉		命の大切さ	サワガニ
ホタル	4	発酵食品		自分自身	イセエビ
海	3	無農薬の米づくり		命のつながり	アワビ
木々	3	農作物		共存	ハマグリ
夷隅川	3	有機栽培		子どもの成長に必要	アゲハチョウ
稲作	3	無農薬の畑		限りなくある	カタツムリ
カメ	3	農業		生きていること	カワセミ
鳥	3	環境にやさしい農業		経験	エビ
犬・猫	3	水田		散歩	クワガタ
栽培	2	畑仕事		生態系の一部	貝殻
地産地消	2	飼育		自然の変化	ペット
畑	2	漁業資源		鎮守の森	キョン
山	2	ごみ拾い		日々の生活そのもの	フナ
森	2	動物園		ホタルの小川	ウオーキング
エコ	2	海水浴		自然	
子育て	2	卵		命	

いすみ市の生物多様性について価値を認め、失われてゆくことを憂慮されている方が多いことがわかります。また、親として子どもたちにもっと自然とのふれあいを求めており、生物多様性の意味を理解している人が1割強であったにもかかわらず、生物多様性を守ることが大切だと答えた方は約9割になりました。

これは、アンケート用紙の中で解説した「生物多様性とは」や生物多様性地域戦略づくりに対する市の考えをご理解いただいた結果と思います。

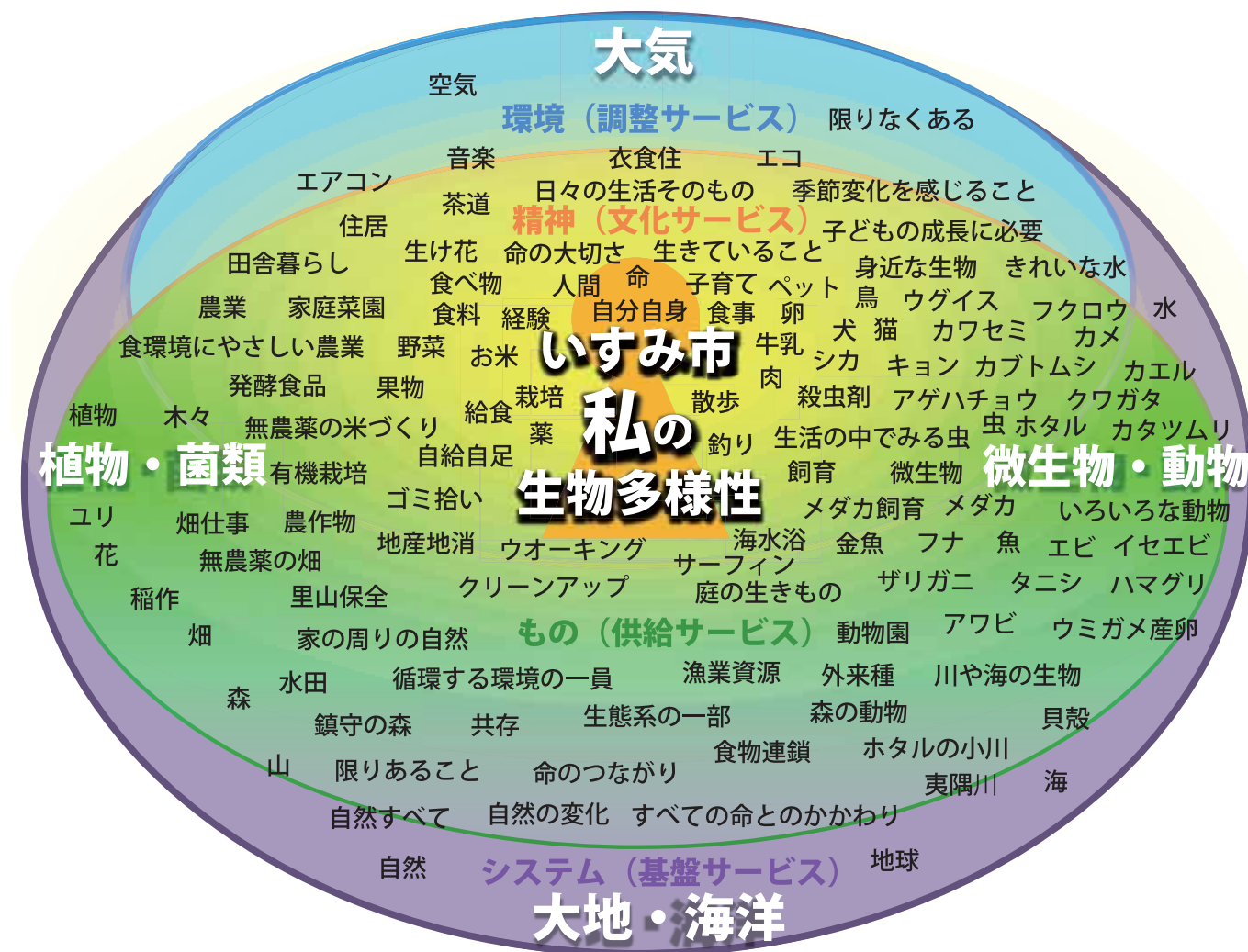
アンケート 問4から

戦略づくりのためのアンケート調査のなかで、「あなたにとってかかわりのある生物多様性を挙げて下さい」という問いをさせて頂きました。また、アンケート用紙の中には「生物多様性とは」の解説を加えましたが、それも参考にしながら生物多様性とのかかわりについてさまざまな回答が寄せられました。寄せられた全ての回答は「いすみ市、私の生物多様性」として、下図（中村俊彦委員長作成）のように自然環境及び生物多様性の要素、そして生態系サービスとのかかわりの中に位置づけました。

今回の調査の「かかわりのある生物多様性」では、自分自身から、日々の衣食住の生活やその必需品、また身近な自然環境とそこにくらす動植物、さらには生物・生態系の法則に至る、きわめて広範なかかわりが示されました。

生物多様性とのかかわりは一人ひとり異なりますが、それぞれに多様かつ深いかかわりを持ちながら生活していることがわかりました。

いすみ市 私の生物多様性



2) 児童・生徒アンケート「いすみ市の自然と暮らしについてのアンケート」

市内小学校 5・6 年生 489 名 市内中学校 1～3 年生 797 名

問 1. 自然の中で遊ぶのは好きですか。

ア. 好き イ. ふつう ウ. あまり好きではない

問 2. 野山や小川、海岸などの自然の中で遊ぶことがよくありますか。

ア. よく遊ぶ イ. ときどき遊ぶことがある ウ. ほとんど遊ぶことはない

問 3. いすみ市の自然をどう思いますか。

ア. 豊かな自然があって素晴らしいと思う イ. 特別に素晴らしいとは思わない
ウ. その他（ ）

問 4. いすみ市の自然で、よその人にじまんでできるものがありますか。あれば、じまんでできる自然の場所や動物や植物の名前などを書いてください。

問 5. いすみ市の自然が、10 年後にどうなっていたらよいですか。

ア. いすみ市の自然がさらに豊かになって生きものがたくさんいたほうがよい。

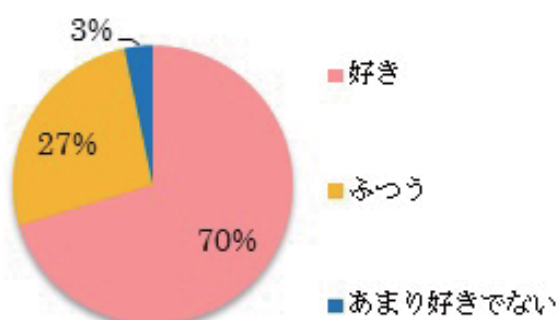
イ. 今のままで、これ以上自然が荒らされなければよい。

ウ. いすみ市は緑がたくさんあるので、特に自然を大切にする必要はない

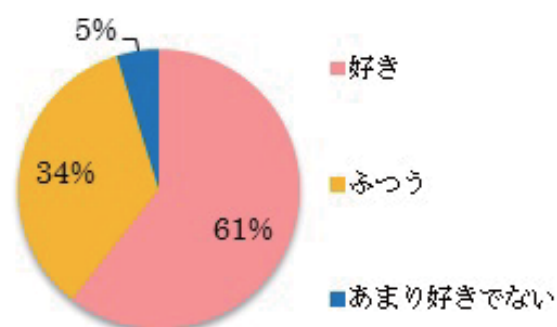
エ. その他（ ）

問 1 自然の中で遊ぶのは好きですか？

小学校

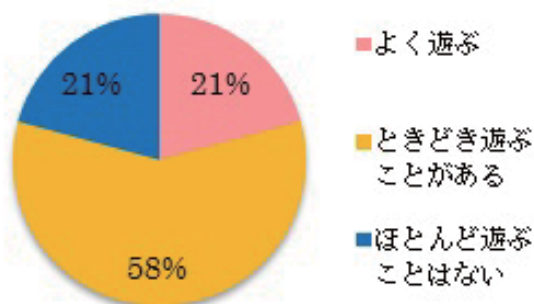


中学校

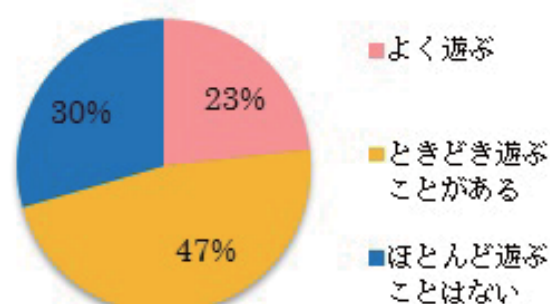


問 2 野山や小川、海岸などの自然の中で遊ぶことがよくありますか？

小学校

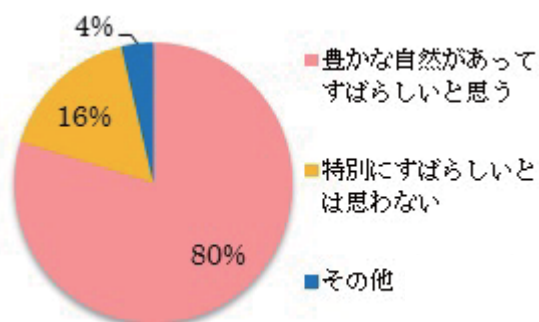


中学校

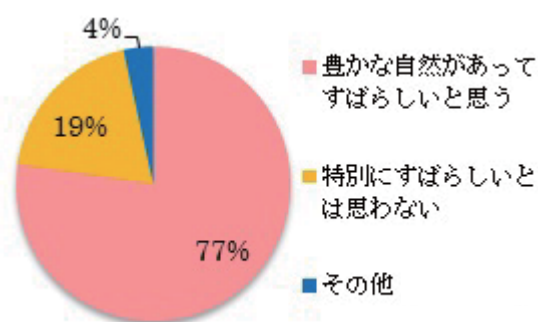


問3 いすみ市の自然をどう思いますか？

小学校



中学校



問4 いすみ市の自然で、よその人にじまんでできるものがありますか。あれば、じまんでできる自然の場所や動物や植物の名前などを書いてください。

【場所にかかわる回答】（小学校・中学校を合わせて）

海 202 名、水田 61 名、山 49 名、いすみ鉄道 44 名、椿公園 36 名、森 34 名、川 31 名、いすみ環境と文化のさと 28 名、夷隅川 18 名、はだか祭 14 名、源氏ぼたるの里 12 名、太東埼灯台 10 名、大原海水浴場 10 名、万木城 6 名、大原公園 6 名、山田川 5 名、長者小のクスノキ 5 名、堰 3 名、水路 2 名、里山 2 名、太東海浜植物群落 2 名、清水寺 2 名、新田野駅周辺 2 名、岩船海岸、平和の鐘、丹ケ浦、大原漁港、三軒屋海岸、天神社、トンボ沼、筆かけの榎、国吉駅、二本杉、塩田川、大井浜、ポッポの丘、古沢公園、押日神社

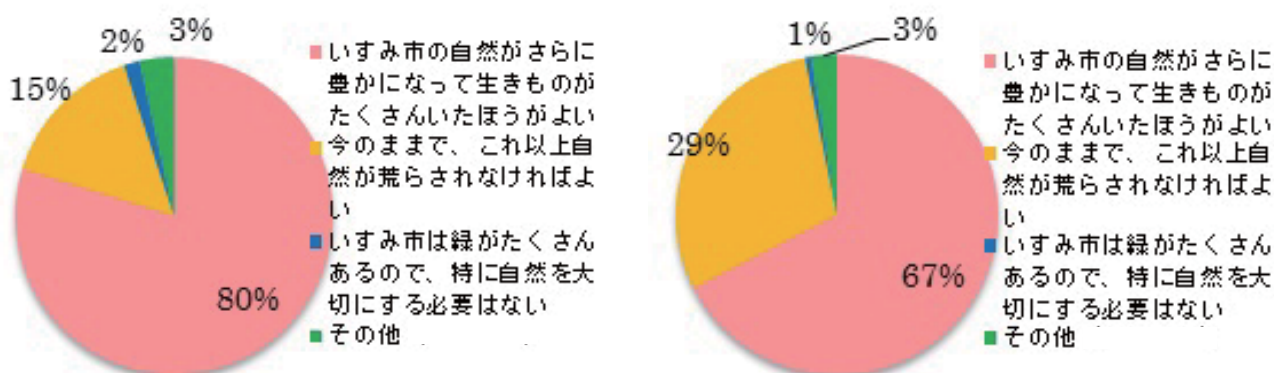
【主として生きものにかかわる回答】（小学校・中学校を合わせて）

ナノハナ 115 名、イセエビ 79 名、ホタル 70 名、梨 64 名、米 44 名、キョン 40 名、ミヤコタナゴ 33 名、ツバキ 19 名、コウノトリ 19 名、ウサギ 18 名、魚 18 名、イスミスズカケ 16 名、桜 11 名、ザリガニ 10 名、木 14 名、鳥 10 名、動物 10 名、イノシシ 9 名、カエル 9 名、ウミガメ 8 名、タヌキ 7 名、タコ 7 名、ハクチョウ 6 名、生き物 6 名、花 5 名、クワガタ 5 名、虫 5 名、キジ 4 名、メダカ 4 名、カブトムシ 4 名、カメ 3 名、アジサイ 3 名、カワセミ 3 名、ネコ 3 名、スカシユリ 2 名、イタチ 2 名、トウキョウサンショウウオ 2 名、ハマヒルガオ 2 名、サギ 2 名、シカ 2 名、ハクビシン 2 名、ナベヅル、ヤマユリ、イスマナガゴミムシ、スナメリ、夷隅川のサケ、カモ、フナ、アナグマ、タマムシ、ツツジ、ヤマカガシ、トンボ、牛、シジミ、ドジョウ、トビウオ、モンシロチョウ、セミ、イタチ、ハヤブサ、ミズカマキリ、フクロウ、ハマグリ、アサリ、アカエイ、アケビ、サル、アライグマ、タイリクバラタナゴ

【その他】（小学校・中学校を合わせて）

緑 43 名、空気 12 名、自然 10 名、景色 9 名、漁業 3 名、海の幸 3 名、いすみん 3 名、農作物 3 名、静けさ、街並み、ため池、アイガモ農法、星、水、全て、サーフィン

問 5 いすみ市の自然が、10 年後にどうなっていたらよいですか？



児童・生徒は自然の中で遊ぶことが好きですが、必ずしもよく自然の中で遊んでいるとは限らないようです。テレビゲームなどの普及や遊ぶ時間の制限などが影響しているかもしれません。8 割近い児童・生徒がいすみ市の自然をすばらしいと受け止めています。しかし、キョンやハクビシン、ザリガニなどの外来生物に対しても「自慢できる自然」と回答した子どももいました。

小学生より中学生のほうが、自然や生物多様性に関わる意識は下がる傾向がありますが、いすみ市の児童・生徒は海や緑を誇りにし、豊かな生物多様性の産物である海産物や農産物についても意識があり、10 年後のいすみ市の自然についても豊かな自然が保全されていることを望んでいます。

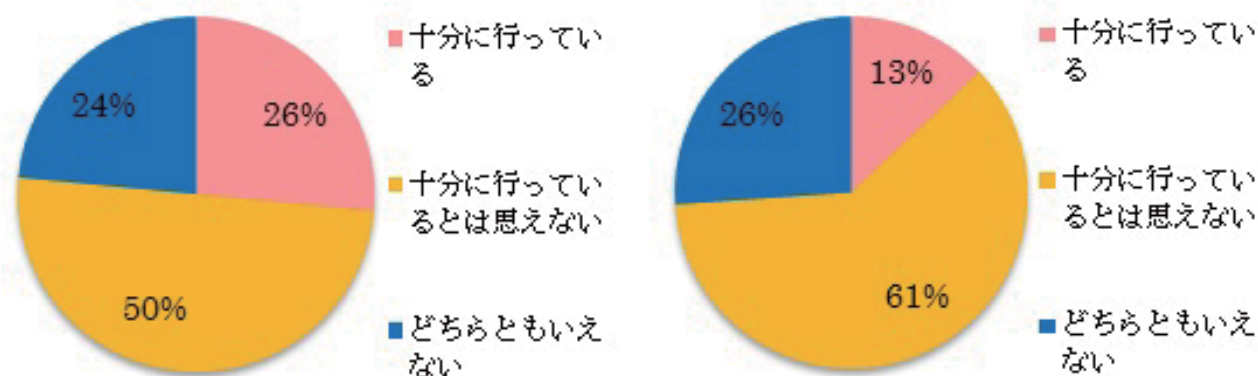
3) 小・中学校教職員アンケート「自然体験活動に係るアンケート」

市内小学校教職員 137 名、市内中学校教職員 52 名

問 1 いすみ市の児童・生徒は、「自然体験活動」を行っていると思いますか？

小学校教職員

中学校教職員



問2 いすみ市の児童・生徒が「自然体験活動」を行う場合に、不足しているのは何ですか。
(複数回答)

		小学校	中学校	合計
回答	活動する場所に関する情報	70	18	88
	兄弟や友人、保護者など共に活動する者	64	17	81
	楽しさや意義を伝える情報	47	20	67
	活動する環境（自然のなかで遊べる環境が無い）	36	10	46
	その他（指導者、時間、子どもの興味、情報）	6	10	16

問3 いすみ市の学校教育において「自然体験活動、環境学習等」を行う必要性をどう考えますか。

		小学校	中学校	合計
回答	必要であり、実施している	84	22	106
	必要であるが、実施していない（することが困難）	37	18	55
	自然体験は必要であるが、学校教育で行う必要はない	12	4	16
	必要だと感じていない	4	1	5
	その他（ゆとりがない、交通手段、授業時数、時間）	5	0	5

問4 いすみ市の学校教育における望ましい「自然体験活動、環境学習等」の頻度はどれくらいですか。

		小学校	中学校	合計
回答	年1回	67	23	90
	年4回程度	46	13	59
	月1回程度	15	1	16
	数年に1回	3	3	6
	必要と思わない	3	2	5
	その他（学年で違う、基本は家庭で、年3回など）	8	4	12

問5 いすみ市の学校教育において「自然体験活動、環境学習等」を行う場合に、現在、不足しているものは何ですか。（複数回答）

		小学校	中学校	合計
回答	学校での学習時間の確保	81	36	117
	教員以外の指導者（観察ガイドなど）	91	18	109
	場所・環境に合わせた具体的な教育・学習プログラム	78	24	102
	教員の学習指導内容検討の時間	48	22	70
	活動する場所に関する情報・資料（ガイドブックなど）	50	14	64
	安全に環境学習が実施できる自然環境	48	10	58

	教員が指導、助言、サポートを受けるための制度等	40	13	53
	交通手段	42	9	51
	自然環境に関する情報・資料（例：動植物を調べるための 図鑑的資料など）	38	12	50
	豊かな自然環境	7	3	10
	その他（安全確保、教育課程の見直し、子どもの関心、 時間、人員など）	4	2	6

問 6	自然体験活動や環境学習を進めるために、整備する必要性（優先度）が高いと考えられる 事項を問5の選択肢の中から3つ選んでください。			
-----	---	--	--	--

		小学校	中学校	合計
回答	教員以外の指導者（観察ガイドなど）	79	17	96
	学校での学習時間の確保	69	26	95
	場所・環境に合わせた具体的な教育・学習プログラム	73	19	92
	安全に環境学習が実施できる自然環境	42	8	50
	教員の学習指導内容検討の時間	30	19	49
	活動する場所に関する情報・資料（ガイドブックなど）	29	14	43
	交通手段	29	6	35
	教員が指導、助言、サポートを受けるための制度等	27	7	34
	自然環境に関する情報・資料（例：動植物を調べるための 図鑑的資料など）	19	5	24
	豊かな自然環境	9	3	12
	その他（安全確保、教育課程の見直し、子どもの関心、 時間、人員など）	3	1	4

問 7	いすみ市内で「自然体験活動、野外環境学習等」を行う適当な場所がありますか。			
-----	---------------------------------------	--	--	--

		小学校	中学校	合計
回答	場所があり、実施したことがある	64	11	75
	ネイチャーセンター36名、磯6名、大原漁港4名、水田4名、夷隅文化会館3名、法興寺2、田植え2名、 海水浴場、ヒラメ放流、磯観察、夷隅川河口、周辺の水路、岬高校、峰谷水田、どこでも、 岩船海岸、学校の周り、漁港、畑、米作り、校内、海、中根水路など			
	未実施であるが実施可能な場所がある	12	15	27
	ネイチャーセンター8名、トンボ沼2名、夷隅川河口、海、岩船海岸、灯台、岬町の干潟、大原海岸、 太東崎など			
	実施可能な場所を知らない	56	15	71

問 8	今後、自然体験活動を実施してみたい、もしくは実施しやすいと思う環境はどこですか。一つ選んでください。
-----	--

		小学校	中学校	合計
回答	海・海辺	44	16	60
	里山	46	14	60
	川・川辺	41	10	51
	水田	23	13	36
	畑地	5	2	7
	その他	1	2	3

小・中学校の教職員から見ると、児童生徒の自然体験活動は十分ではありません。学校教育における自然体験活動、環境学習等の必要性を踏まえ、それなりに取り組んでいる様子がわかります。しかし、忙しい教育現場のために時間不足、指導者不足、活動場所不足などの悩みが垣間見えます。活動場所について、海や川、水田などの水辺での活動を構想している教員が多いようです。今後、生物多様性いすみステーション（仮称）などと連携しつつ、自然体験活動、野外環境学習等のあり方を検討し、しっかりと教育課程の中に位置付けていくことが期待されます。

4 関係条例等

1) いすみ市環境基本条例

平成 17 年 12 月 5 日条例第 119 号

(目的)

第 1 条 この条例は、環境の保全について、基本理念を定め、並びに市、事業者及び市民の責務を明らかにするとともに、環境の保全に関する施策の基本的な事項を定めることにより、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の市民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 環境への負荷 人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。

(2) 地球環境保全 人の活動による地球全体の温暖化又はオゾン層の破壊の進行、海洋の汚染、野生生物の種の減少その他の地球の全体又はその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全であって、人類の福祉に貢献するとともに市民の健康で文化的な生活の確保に寄与するものをいう。

(3) 公害 環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる大気の汚染、水質の汚濁（水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。以下同じ。）、土壌の汚染、騒音、振動、地下水位の著しい低下、地盤の沈下（鉱物の採掘のための土地の掘削によるものを除く。以下同じ。）及び悪臭によって、人の健康又は生活環境（人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含む。以下同じ。）に係る被害が生ずることをいう。

(基本理念)

第 3 条 環境の保全は、現在及び将来の市民が健全で良好な環境の恵みを受けられ、その環境が将来にわたって維持されるよう適切に行われなければならない。

2 環境の保全は、社会経済活動その他の活動による環境への負荷をできる限り低減することその他の環境の保全に関する行動がすべての者の公平な役割分担のもとに自主的かつ積極的に行われるようになることによって、健全で恵み豊かな環境を維持しつつ、持続的に発展することができる社会の構築を旨とし、環境の保全上の支障を未然に防止するよう行われなければならない。

3 環境の保全は、環境の自然的構成要素が良好な状態に保持され、生物の多様性が確保され、及び人と自然が共生できるよう多様な自然環境が体系的に保全されることにより、地域の自然、文化、産業等の調和のとれた快適な環境を実現していくよう行われなければならない。

4 地球環境保全は、地域の特性を活かして、国際協力の見地から積極的に推進されなければならない。

(市の責務)

第 4 条 市は、環境の保全を図るため、地域の自然的社会的条件に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(事業者の責務)

第 5 条 事業者は、事業活動を行うに当たっては、これに伴って生ずる公害を防止し、環境への

負荷の低減に努め、又は自然環境を適正に保全するため、その責任において必要な措置を講ずる責務を有する。

2 事業者は、環境の保全上の支障を防止するため、物の製造、加工又は販売その他の事業活動を行うに当たって、その事業活動に係る製品その他の物が廃棄物となった場合にその適正な処理が図られることとなるように必要な情報の提供その他の措置を講ずる責務を有する。

3 前2項に定めるもののほか、事業者は、環境の保全上の支障を防止するため、物の製造、加工又は販売その他の事業活動を行うに当たって、その事業活動に係る製品その他の物が使用され、又は廃棄されることによる環境への負荷の低減に資するために必要な措置を講ずるよう努めるとともに、その事業活動において、再生資源その他の環境への負荷の低減に資する原材料、役務等を利用するように努めなければならない。

4 前各項に定めるもののほか、事業者は、その事業活動に関し、環境の保全に自ら努めるとともに、市が実施する環境の保全に関する施策に協力する責務を有する。

(市民の責務)

第6条 市民は、環境の保全上の支障を防止するため、その日常生活において、環境への負荷の低減に配慮し、公害の防止及び自然環境の適正な保全に努めなければならない。

2 前項に定めるもののほか、市民は、市が実施する環境の保全に関する施策に協力する責務を有し、地域の環境保全活動に積極的に参加するように努めるものとする。

(市の施策の策定等に当たっての配慮)

第7条 市は、施策に関する計画の策定及び施策の実施に当たっては、環境の保全に十分配慮しなければならない。

(環境の保全上の支障を防止するための規制)

第8条 市は、環境の保全上の支障を防止するために、次に掲げる必要な規制の措置を講ずるものとする。

(1) 大気汚染、水質汚濁、土壌汚染又は悪臭の原因となる物質の排出、騒音又は振動の発生、地下水位の著しい低下又は地盤の沈下の原因となる地下水の採取その他の行為、土地利用及び公害の原因となる施設の設置に関し、公害を防止するために必要な規制の措置

(2) 自然環境を保全することが特に必要な区域における土地の形状の変更等の自然環境の適正な保全に支障を及ぼすおそれのある行為及び採捕、損傷その他の行為であって、保護することが必要な野生生物、地形若しくは地質又はその他の自然物の適正な保護に支障を及ぼすおそれのあるものに関し、その支障を防止するために必要な規制の措置

(3) 公害及び自然環境の保全上の支障が共に生ずるか又は生ずるおそれがある場合にこれらを共に防止するために必要な規制の措置

2 前項に定めるもののほか、市は、人の健康又は生活環境に係る環境の保全上の支障を防止するため、必要な規制の措置を講ずるよう努めなければならない。

(環境の保全に関する協定の締結)

第9条 市は、環境の保全上の支障を防止するため、事業者等と環境の保全に関する必要な協定を締結するように努めるものとする。

(環境の保全上の支障を防止するための経済的措置)

第10条 市は、事業者又は市民が自ら環境への負荷を低減するための施設の整備その他の適切な措置を執るよう誘導することにより環境の保全上の支障を防止するため、必要かつ適正な助成措置を講ずるものとする。

2 市は、事業者又は市民が自ら環境への負荷の低減に努めるように誘導することにより環境の保全上の支障を防止するため、適正な経済的負担を求める措置について調査及び研究を行い、その結果、その措置が特に必要であるときは、市民の理解のもとに、その措置を講ずるよう努めるものとする。

（環境の保全に関する施設の整備その他の事業の推進）

第11条 市は、緩衝緑地その他の環境の保全上の支障を防止するための施設及び下水道その他の環境の保全上の支障の防止に資する施設の整備その他環境の保全に関する事業を推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

2 市は、公園、緑地その他の公共施設の整備その他の自然環境の適正な整備及び健全な利用のための事業を推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

（環境への負荷の低減に資する製品等の利用の促進等）

第12条 市は、環境への負荷の低減を図るため、市民及び事業者とともに、資源の循環的な利用、エネルギーの有効利用及び廃棄物の減量が促進されるよう努めるものとする。

2 市は、再生資源その他の環境への負荷の低減に資する原材料、製品、役務等の利用が促進されるよう努めるものとする。

（市民等の意見の反映）

第13条 市は、環境の保全についての施策に市民の意見を反映させるため、環境の保全についての施策のあり方等について市民等から提言を受けるための措置その他必要な措置を講ずるものとする。

（環境の保全に関する学習の推進）

第14条 市は、市民及び事業者が環境の保全への理解を深めるとともに、これらの者の環境の保全に関する活動を行う意欲が増進されるようにするため、環境の保全に関する学習の機会の提供、広報活動の充実その他必要な措置を講じ、環境の保全に関する学習の推進を図るものとする。

（民間団体等の自発的な活動を促進するための措置）

第15条 市は、市民、事業者又はこれらの者の構成する民間の団体が自発的に行う緑化活動、再生資源に係る回収活動その他の環境の保全に関する活動を促進するため、必要な支援措置を講ずるものとする。

（情報の提供）

第16条 市は、市民に対して環境の状況その他の環境の保全に関する必要な情報を適切に提供するように努めるものとする。

（調査の実施）

第17条 市は、環境の状況の把握又は今後の環境の変化の予測に関する調査その他環境を保全するための施策の策定に必要な調査を実施するものとする。

（地球環境保全の推進）

第18条 市は、地球環境保全に資する施策を積極的に推進するものとする。

（環境の保全の推進体制の整備）

第19条 市は、事業者及び市民との協力により、環境の保全を推進するための体制を整備するものとする。

（他の地方公共団体との協力）

第20条 市は、広域的な取組が必要とされる環境の保全に関する施策について、県及び他の市町村と協力して、その推進を図るものとする。

附 則

この条例は、平成17年12月5日から施行する。

2) いすみ市ゲンジボタルの保護に関する条例

平成 17 年 12 月 5 日条例第 122 号

(目的)

第 1 条 この条例は、市に生息するゲンジボタルが、文化的、学術的な価値を有し、かつ、現在及び将来の市民に潤いを与えるかけがえのない資産であることにかんがみ、市民が一体となって、その保護を図り、もって将来の市民に優れた自然環境を継承していくことを目的とする。

(保護区域)

第 2 条 市は、次の区域を保護区域とする。

- (1) 山田川神田橋から清水尻橋に至る流域
- (2) いすみ市山田四区内農業用排水路
- (3) いすみ市山田字京田 4453 番地先よりいすみ市山田字京田 4463 番地先までの水路
(捕獲の禁止等)

第 3 条 前条に規定する保護区域内においては、何人もゲンジボタルを捕獲してはならない。ただし、市長が次の各号のいずれかに該当すると認めて許可したときは、この限りでない。

- (1) 学術又は文化等のため必要とするとき。
- (2) 学校等の施設及び研究機関が教育及び研究のため必要とするとき。
- (3) 種の保護と増殖を目的のため必要とするとき。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認めたとき。

2 保護区域以外においても、明らかにゲンジボタルと確認できるときは、みだりに捕獲しないように努めなければならない。

(保護対策)

第 4 条 第 1 条の目的達成のため、市民に対し、広報紙等によりゲンジボタル保護のための啓発を行うとともに、適切な場所に看板を設置する。

(草刈り)

第 5 条 保護区域内の河川及び排水路の岸の草刈りは、ゲンジボタルが産卵等のため、毎年 4 月 1 日から 6 月 25 日までの間は、行わないよう努めなければならない。

(委任)

第 6 条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(罰則)

第 7 条 第 3 条ただし書の規定による許可を受けずにゲンジボタルを捕獲した者は、5 万円以下の過料に処する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 17 年 12 月 5 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までに、合併前の大原町ゲンジボタルの保護に関する条例（平成 2 年大原町条例第 13 号。以下「合併前の条例」という。）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。
- 3 施行日の前日までにした行為に対する罰則の適用については、なお合併前の条例の例による。

3) いすみ市ウミガメ保護条例

平成 19 年 3 月 22 日条例第 3 号

(目的)

第 1 条 この条例は、ウミガメが本市の豊かな自然環境を構成する貴重な野生生物であり、かつ、学術的及び文化的価値を有することから、市及び市民等が一体となってその保護を図り、もって将来の市民にこれを共有の資産として継承することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において「ウミガメ」とは、アカウミガメ、アオウミガメ及びタイマイ並びにこれらの卵をいう。

2 この条例において「市民等」とは、市民、事業者及び滞在者をいう。

(市の責務)

第 3 条 市は、ウミガメの保護を図るため、地域の状況に応じた適切な措置を講ずるものとする。

2 市は、ウミガメの保護の必要性について、市民等の理解を深めるよう適切な措置を講ずるとともに、教育活動、広報活動等を通じて情報の提供及びその他必要な支援に努めるものとする。

(市民等の責務)

第 4 条 市民等は、前条の市が実施する取組に協力する等ウミガメの保護に寄与するよう努めなければならない。

(制限)

第 5 条 何人も、漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 67 条に基づく、千葉海区漁業調整委員会指示によるものとする。

(情報の提供)

第 6 条 市民等は、市内の海岸においてウミガメを発見したときは、生死にかかわらず市への報告に努めなければならない。

(監視員)

第 7 条 市長は、ウミガメの保護に当たらせるため、ウミガメ保護監視員を置くことができる。

2 前項の監視員に関し必要な事項は、市長が別に定める。

(委任)

第 8 条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

4) いすみ市ミヤコタナゴ保護増殖委員会設置要綱

平成 17 年 12 月 5 日教育委員会告示第 11 号

(設置)

第 1 条 国指定天然記念物ミヤコタナゴの保護増殖等に関し、必要な事項を検討するため、いすみ市ミヤコタナゴ保護増殖委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(目的)

第 2 条 委員会は、ミヤコタナゴの保護、増殖、監視、調査、周知体制等について協議することを目的とする。

(組織)

第 3 条 委員会は、委員 10 人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者の中からいすみ市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が委嘱する。

- (1) 学識経験者
 - (2) 生息地区関係者
 - (3) いすみ環境と文化のさと関係者
 - (4) 教育委員会関係者
- （任期）

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、欠員が生じた場合、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

（会長等の職務）

第5条 委員会に、会長及び副会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第6条 委員会の会議は会長が必要に応じて招集し、会長が議長となる。

2 会長は、必要があると認める時は、委員以外の者を会議に出席させることができる。

（事務局）

第7条 委員会の事務局は、教育委員会に置く。

附 則

この告示は、平成17年12月5日から施行する。

5) いすみ市自然保護観察員設置要綱

平成17年12月5日教育委員会告示第10号

（設置）

第1条 いすみ市教育委員会（以下「教育委員会」という。）は国指定天然記念物「ミヤコタナゴ」の保護を目的として、いすみ市自然保護観察員（以下「観察員」という。）を置く。

（委嘱）

第2条 観察員は、自然保護に関する有識者のうちから教育委員会が委嘱する。

（定数）

第3条 観察員の定数は、5人以内とする。

（任期）

第4条 観察員の任期は、1年間とする。

（職務）

第5条 観察員は、次の職務を行う。

- (1) 国指定天然記念物「ミヤコタナゴ」の保護観察に関すること。
- (2) 国指定天然記念物「ミヤコタナゴ」生息地域の巡視及び密漁防止に関すること。

（報償）

第6条 教育委員会は、観察員の報償として、予算の範囲内で謝金を支払う。

附 則

この告示は、平成17年12月5日から施行する。

5 コウノトリ・トキの舞う関東自治体フォーラム

◆設立の背景

■2008年7月 国土形成計画（全国計画）：国土交通省

- ・計画の方向性を示す8つの基本的な施策のひとつに、「環境保全及び景観形成に関する基本的な施策」が位置づけられ、健全な生態系の維持・形成を図る取組として「エコロジカル・ネットワークの形成を通じた自然の保全・再生」が明示されました。

■2009年8月 首都圏広域地方計画：国土交通省

- ・「南関東水と緑のネットワーク形成プロジェクト」が、24の戦略プロジェクトのひとつとして位置づけられました。
- ・上記プロジェクトの具体的な取組内容として、「生物多様性の改善に向けた取組の実施を通じ、エコロジカル・ネットワークの形成を推進する。」が明記されました。

■2009年11月 平成21年度広域ブロック自立施策推進調査：国土交通省国土計画局

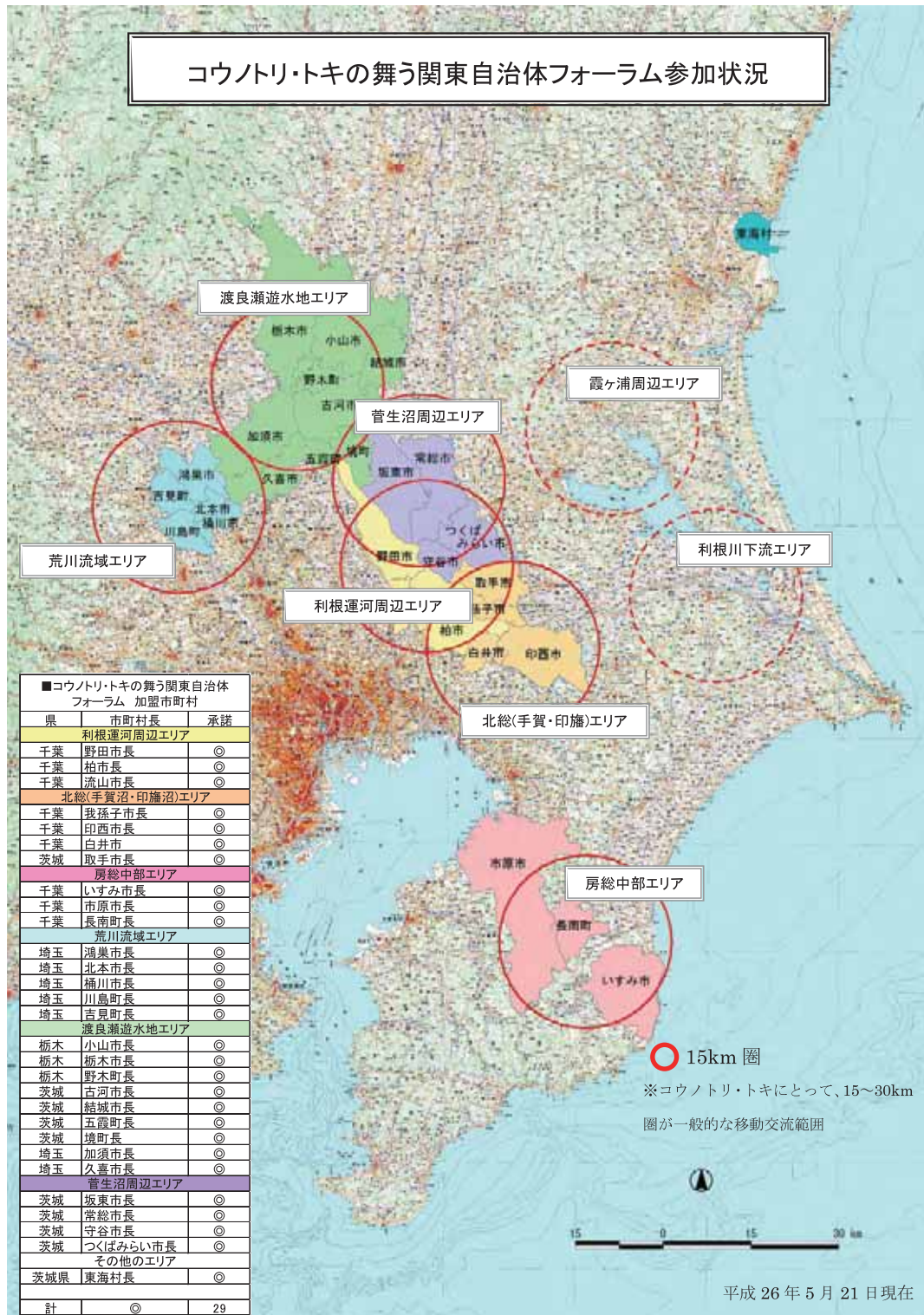
- ・上記の「南関東水と緑のネットワーク形成プロジェクト」の具体化の検討を行うことを目的とした「南関東地域における水辺環境エコロジカル・ネットワーク形成による魅力的な地域づくり検討調査」が開始されました。
- ・当該調査において、河川や農地等の水辺環境エコロジカル・ネットワークの指標になると共に、地域振興・経済活性化にも貢献する魅力的な地域づくりのシンボルとして、“コウノトリ・トキの野生復帰”を主要テーマとすることが決められました。
- ・調査は、多様な主体の協働による広域的な連携が必要となることから、関東地方整備局・関東農政局・関係自治体（事務局：千葉県野田市）の3つのフレームによる調査実施体制が生まれ、「南関東エコロジカル・ネットワーク形成に関する検討委員会」と「南関東地域における水辺環境エコロジカル・ネットワーク形成による魅力的な地域づくりワーキング」が開催されました。対象地域としては、コウノトリ・トキとの係わりがある関東5エリアが設定され、モデル自治体として3県20市町が検討に参加しました。

■2010年3月 「南関東地域における水辺環境エコロジカル・ネットワーク形成による魅力的な地域づくり検討調査」成果のとりまとめ

- ・上記調査の成果が、“南関東エコロジカル・ネットワーク形成に関する検討委員会・提言”等としてとりまとめられました。提言においては、コウノトリ・トキの野生復帰を通じて「環境の世紀」にふさわしい地域振興・経済活性化方策に取り組み、魅力的かつ内発的な地域づくりのための広域連携モデルづくりの形成を推進することが宣言されました。
- ・さらに“南関東地域におけるコウノトリ・トキの舞う魅力的な地域づくり推進の基本方針”では、コウノトリ・トキはかつて関東全域に広く分布していたことから、この両種をともに野生復帰の目標とし、対象地域間の連携を図りながら南関東から関東全域への魅力的な地域づくりの展開を進めていくことが確認されました。

■2010年7月 「コウノトリ・トキの舞う関東自治体フォーラム」の設立

- ・ 関東地方がコウノトリやトキのかつての主要な分布域であったことや、これらの種が良好な水辺や緑地の指標となることに鑑み、多様な主体の協働・連携によりコウノトリ・トキの野生復帰を通じたエコロジカル・ネットワークの形成を図り、もって地域の振興と経済の活性化を促す魅力的な地域づくりを実現させることを目的として、「コウノトリ・トキの舞う関東自治体フォーラム」が設立されました。
- ・ いすみ市も「房総中部エリア」としてこの活動に参加し、エリアを代表する役員自治体を務めています。



6 自然と共生する里づくり連絡協議会

「コウノトリ・トキの舞う関東自治体フォーラム」の設立を受けて、いすみ市としてもコウノトリの関東地域個体群の形成の一翼を担うとともに、それだけでなく、地域の財産である豊かな自然環境を地域経済に結び付けた「自然と共生する里づくり」として、新しい地域づくりを始めました。市内の自然環境については、過去に「夷隅川流域生物多様性保全協議会」を中心に取り組みを進めていましたが、市民の皆さんと一緒に、いすみ市らしいまちづくりに取り組みたいとの思いから、「自然と共生する里づくり連絡協議会」を設立しました。

【会の目的】

協議会は、いすみ市内の里山・里地・里海の自然環境の保全・再生を通じた地域活性化を推進し、持続可能な生物多様性に富んだ自然と共生する魅力的な地域づくりに資することを目的とする。

【事業】

協議会は、目的を達成するため、以下に掲げる事業を行う。

- (1) 自然環境の保全・再生に関する施策の総合的推進に関すること。
- (2) 環境保全型農業の再生を通じ、持続可能な生物多様性に富んだ魅力的な地域づくりに関すること。
- (3) 自然環境保全・再生を通じ、地域活性化を図る「自然と共生する地域づくり」の総合的推進に関すること。
- (4) その他協議会の目的を達成するために必要な事業。

自然と共生する里づくり連絡協議会

アドバイザー 千葉県生物多様性センター NPO法人民間稲作研究所 跡見学園女子大学	会長：いすみ市副市長			自然と共生する里づくり連絡協議会【H24.5.29設置】		
	副会長：JAいすみ組合長			地域経済振興連絡部会【H25.5.31設置】		
	自然環境保全・生物多様性連絡部会		環境保全型農業連絡部会		地域経済振興連絡部会	
	部会長		部会長		部会長	
関係機関・団体等 国土交通省関東運輸局 千葉県 農林水産部 夷隅農業事務所 環境生活部 自然保護課 商工労働部 観光企画課 (一財)千葉県環境財団 いすみ市 企画政策課 環境保全課 建設課 いすみ市教育委員会 学校教育課 生涯学習課	監事		監事		監事	
	1 畦道倶楽部 2 夷隅川自然教室 3 夷隅都市自然を守る会 4 NPO太東埼燈台クラブ 5 ビーチクリーンアップ岬実行委員会 6 いすみ夢鯨の会 7 桑田里山の会 8 桜の里 岡谷をつくる会 9 市野々里山の会 10 いすみ鉄道応援団 11 いすみたんぽのがっこ 12 NPO法人そとぼうわーど 13 山田源氏ぼたるの里を守る会		1 いすみ農業協同組合 2 ちば国吉米匠の会 3 岬稲作研究会 4 新田野営農組合 5 八乙女営農組合 6 峰谷営農組合 7 榎沢営農組合 8 夷隅川営農組合 9 井沢営農組合 10 荻原区環境保全会		1 いすみ市商工会 2 いすみ市商工会青年部 3 いすみ市観光協会 4 夷隅東部漁業協同組合 5 いすみ市宿泊業組合 6 外房大原旅館組合 7 大原民宿組合 8 大原飲食同業組合 9 いすみ市女性の会連絡協議会 10 みさきPC倶楽部 11 NPO法人 いすみライフスタイル研究所 12 夷隅きやらぶ普及会 13 大原小浜郵便局	
	事務局 農林水産課 商工観光課 オブザーバー (公財)日本生態系協会 (株)価値総合研究所					